

令和2年度 社会福祉施設指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針 ※社会福祉法人の指導監査の実施方針と同じ。

2 指導監査の主眼事項 及び 着眼点

- ・ [別紙2] 老人福祉施設
- ・ [別紙3] 障害者支援施設
- ・ [別紙4] 児童福祉施設
- ・ [別紙5] 認定こども園

3 指導監査の重点事項

【社会福祉施設共通】

- (1) 処遇計画及び処遇の記録が整備されているか。
- (2) 検食、検便、その他食中毒対策は、適切に行われているか。
- (3) 苦情等の受付及び解決の取り組みは、適切に行われているか。
- (4) 生活環境の安全、不審者侵入への危機管理は、適切に行われているか。
- (5) アレルギー疾患に対して対応が適切に行われているか。
- (6) 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）等の予防及び発生時の対応が適切に行われているか。
- (7) 虐待防止の取り組みは、適切に行われているか。
- (8) 身体拘束・抑制ゼロへの取り組みは、適切に行われているか。
- (9) 消防設備の管理、消防訓練等防災対策の取り組みは適切に行われているか。
- (10) 事故発生防止の取り組み、発生時の対応は、適切に行われているか。
- (11) 職員の資質向上のため、職員研修の推進に努めているか。
- (12) 職員の労働条件の改善等に配慮した定着促進及び離職防止の取り組みは、適切に行われているか。
- (13) 新型コロナウイルス感染防止対策として、登園自粛等要請による特別休暇の付与が適切に行われているか。
- (14) 会計・経理処理は、経理規程に基づいて適正に行われているか。
- (15) 就労支援における売上金の管理及び工賃の支給は、適正に行われているか。
- (16) 積立金は目的、金額及び使用予定年度等を定め、適正に積み立てているか。
- (17) 新設の施設運営は適正に行われているか。

【保育所・小規模保育事業所等】

- (1) 「保育所保育指針」を遵守しているか。
- (2) 職員給与規程等の整備及び運用は、適正に行われているか。
 - ・就業規則等を常備し、職員への周知が図られているか。
 - ・処遇改善手当等、賃金改善への対応状況の確認。
- (3) 運営費の運用及び弾力運用は、適正に行われているか。
- (4) 配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。

【認定こども園】

- (1) 「認定こども園教育・保育要領」を遵守しているか。
- (2) 施設の運営についての重要事項に関する規程を整備しているか。
- (3) 各種マニュアルを整備しているか。

指導監査事項（老人福祉施設）

主眼事項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p>	<p>(1) 施設処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>（身体拘束禁止の対象となる具体的行為）</p> <p>①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等縛る。 ②転倒しないように、ベッドを体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げないいすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(3) 施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めているか。</p> <p>(4) 施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>（改善計画に盛り込むべき内容）</p> <p>①施設内の推進体制 ②介護の提供体制の見直し ③「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④施設の設備等の改善 ⑤施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥入所者家族への十分な説明 ⑦身体拘束廃止に向けての数値目標</p>
<p>1 入所者処遇の充実</p>	<p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要なものに対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がされているか。</p> <p>ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>特に、夕食時間については、午後6時以降することが望ましいが早くても午後5時以降となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>養護老人ホームにおいては、年2回以上の健康診断が行われているか。</p> <p>イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への支持が適切に行われているか。</p> <p>ウ 特別養護老人ホームにおいて、入院治療を必要とする入所者のために、1以上の協力病院を定めているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>(12) 入所者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてい</p>

主眼事項	着 眼 点
<p>2 入所者の生活環境等の確保</p> <p>3 自立、自活等への支援援助</p> <p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p> <p>1 施設の運営管理体制の確立</p>	<p>ないか。</p> <p>(13) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行しているか。</p> <p>特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得ているか。また、その経過を記録しているか。</p> <p>(14) 特別養護老人ホームの入所者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内の退院が明らかに見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当該特別養護老人ホームに入所できるようにしているか。</p> <p>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造となっているか。</p> <p>また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規定は整備されているか。</p> <p>管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。</p> <p>ア 施設長の資格要件は満たされているか。</p> <p>イ 施設長は専任者が確保されているか。</p> <p>施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 生活相談員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(8) 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件は満たされているか。</p> <p>(9) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(10) 施設設備は、適正に整備されているか。</p> <p>また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。</p>

主眼事項	着 眼 点
	<p>(11) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。</p> <p>ア 次の要件が満たされた上で、運営費の弾力運用が行われているか。</p> <p>a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。</p> <p>b 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>c 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。 ・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。 <p>また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は別途基準（弾力運用の課長通知の問5）に照らし妥当であるか。</p> <p>イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。</p> <p>ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。 また、使途及び使用計画は、実績に即したものであるか。</p> <p>エ 前期末支払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、あらかじめ理事会の承認を得ているか。また、使途は適正なものとなっているか。 また、前期末支払資金残高の取崩しについて、上記弾力運用の事前協議が行われているか。</p> <p>オ 積立金の目的以外の使用について、所轄庁への事前協議が行われているか。</p> <p>カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。</p> <p>(12) 施設整備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。</p> <p>ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。</p> <p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は、夜間訓</p>
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	
3 防災対策の充実強化	

主眼事項	着 眼 点
4 秘密保持	<p>練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>エ 特別養護老人ホームについては、夜勤者とは別に管理宿直者が配置されているか。</p> <p>職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。</p>
5 事故発生時の対応	<p>事故発生時の対応を適切に行っているか。</p> <p>ア 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じているか。</p> <p>イ 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>ウ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>

【備考】 ○平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号 「老人福祉施設に係る指導監査について」

指導監査事項（障害者支援施設）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第1 適切な利用者 処遇の確保</p> <p>1 利用者支援の 充実</p>	<p>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 個別支援計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 個別支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び利用者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、定期的に見直しが行われているか。</p> <p>イ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 給食を実施する場合は、適切な食事を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(3) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>利用者の入浴又は清拭（しき）は、適切な方法により行われているか。</p> <p>特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。</p> <p>(4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>排せつの自立についてその努力がなされているか。</p> <p>トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。</p> <p>また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）</p> <p>また、個々の利用者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(7) 適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</p> <p>(8) 家族との連携に積極的に努めているか。また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>か。</p> <p>(9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(10) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>(11) 利用者に係る給付金として支払いをうけた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>(12) 虐待の防止に努めているか。</p> <p>(障害者支援施設等固有の利用者支援)</p> <p>(1) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p> <p>(3) 児童福祉施設においては、児童に対する処遇が適切になされているか。</p> <p>ア 基本的な生活習慣の自立に向けた取組がなされているか。</p> <p>イ 入院、通院している者の処遇（看護、付添等）は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 機能訓練（肢体、視覚、聴覚、音声、言語等）は、適切に行われているか。</p> <p>エ 心理学的及び精神医学的処遇は、適切に行われているか。</p> <p>オ おこづかい等の用途について、適切な指導が行われているか。</p> <p>カ 学校教育法による就学の配慮がなされているか。（就学準備、通学方法、PTA活動など）</p> <p>キ 施設内指導は、適切に行われているか。（補習、就学猶予・免除者に対する指導など）</p> <p>2 利用者の生活環境等の確保</p> <p>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等の設備及び運営基準にあった構造となっているか。</p> <p>ウ 居室等が清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p> <p>3 自立、自活等への支援援助</p> <p>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p> <p>(1) 生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うよう努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮する等適切な措置を講じているか。</p> <p>(2) 生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第2 社会福祉施設 運営の適正実施の 確保</p> <p>1 施設の運営管 理体制の確立</p>	<p>(3) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</p> <p>(4) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>(5) 就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</p> <p>(6) 児童福祉施設関係 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導が行われているか。健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規定は整備されているか。 管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 また、他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。（児童福祉施設へ支弁される障害者施設措置費相当額に限る。） ア 次の条件が満たされたうえで、運営費の弾力運用が行われているか。 a 関係法令に基づく法人及び施設指導監査において、適正な法人・施設運営が確保されていると認められること。 b 社会福祉法人会計基準に基づく計算書類が公開されていること。 c 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次のいずれかが実施されていること。 ・ 苦情解決の仕組みの整備及び第三者委員の設置が行われているとともに、解決結果等を定期的に公表。 ・ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。また、cの要件を満たさない場合の弾力運用は、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日障発第0312002号等)通知(問5)に照らし妥当か。</p> <p>イ 運用収入の本部経理区分への繰入額は妥当であるか。</p> <p>ウ 各種積立金について、使途及び使用計画が作成されているか。 また、使途及び使用計画は実情に即したものであるか。</p> <p>エ 前期末支払資金残高及び各種積立金の取崩しについて、理事会の承認手続や使途は適正なものとなっているか。</p> <p>オ 積立金の目的以外の使用については、所轄庁への事前協議が行われているか。</p> <p>カ 運営費の管理、運用は、安全確実でかつ換金性の高い方法で行われているか。</p> <p>(10)施設整備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等の健康管理は、適正に実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上の対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は、夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。 また、児童福祉施設においては、消防訓練及び避難訓練を月1回以上実施されているか。</p>

【備考】○平成19年4月26日障発第0426003号「障害者支援施設等に係る指導監査について」

指導監査事項（児童福祉施設）

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1 入所者処遇の充実</p>	<p>[社会福祉施設共通事項]</p> <p>施設処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要なものに対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p> <p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。</p> <p>キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p> <p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。</p> <p>入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態の応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。</p> <p>排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p> <p>イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への支持が適切に行われているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p> <p>[保育所]</p> <p>(1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</p> <p>(2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。</p> <p>(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</p> <p>ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</p> <p>イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。</p> <p>ウ 保護者との連携を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。</p> <p>エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</p> <p>(4) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</p> <p>(5) 事故発生の防止ための指針の整備等、事故は発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(6) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。</p>
2 入所者の生活環境等の確保	<p>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>
3 自立、自活等へ支援援助	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>
第2 児童福祉施設運営の適正実施の確保	<p>[社会福祉施設共通事項]</p> <p>(1) 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</p> <p>(2) 乳幼児突然症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。</p> <p>(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</p> <p>(5) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。</p> <p>(6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(7) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(8) 子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて、関係機関との連携を図っているか。</p>
1 施設の運営管理体制の確立	<p>[社会福祉施設共通事項]</p> <p>健全なる環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>による適切な運営を行うよう努めているか。</p> <p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規定は整備されているか。 管理規程、経理規程等の必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物・設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 保育所の運営が適正に行われた上で、弾力運用も適正に行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。 エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取崩し等についての手続きは適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者の処遇等に必要な改善を要するところはないか。 当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。</p> <p>(11) 施設整備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>[保育所] 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。</p> <p>(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝共通事項）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	<p>[社会福祉施設共通事項]</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等の関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上の対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>[保育所]</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当について規定され、適正に支払われているか。</p> <p>(2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。</p> <p>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p>
3 防災対策の充実強化	<p>[社会福祉施設共通事項]</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は、夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>[保育所]</p> <p>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</p> <p>(2) 防犯について配慮されているか。</p>

【備考】 ○平成12年4月25日、雇児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」

指導監査事項（認定こども園）

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 教育・保育環境の整備に関する事項	<p>(1) 認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学級編成及び職員配置の状況 ② 認可定員の遵守状況 ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④ 教育・保育を行う期間・時間 ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）
第2 教育・保育内容に関する事項	<p>(2) 要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認する。その際、取組の結果のみならず、取組の過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ② 指導計画の作成（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等） ③ 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等） ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
第3 健康・安全・給食に関する事項	<p>(3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等） ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全（施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修等）に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練の実施並びに地域の関係機関との連携等） ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組み状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）

【備考】 ○平成27年12月7日、府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発第1207第1号
「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型こども園に対する指導監査について」